

外弁法の改正

— 法律事務の国際化への対応 —

高津戸 映

(法務委員会調査室)

《要旨》

令和2年5月22日、衆議院本会議において、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案が可決され、成立した。その主な内容は①外国法事務弁護士等による国際仲裁事件及び国際調停事件の手続についての代理の規定の整備、②外国法事務弁護士となるための職務経験要件の緩和、③弁護士及び外国法事務弁護士を社員とする共同法人（弁護士・外国法事務弁護士共同法人）制度の創設である。

参議院法務委員会においては、本改正が国際仲裁・国際調停の活性化に与える影響や職務経験要件を緩和する趣旨、共同法人における外国法事務弁護士による不当な関与の防止策等について議論が行われ、4項目からなる附帯決議が付された。

1. はじめに

令和2年5月22日、第201回国会において、「外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律」（令和2年法律第33号。以下「本改正法」という。）が成立した¹。

本改正法は、法律事務の国際化、専門化及び複雑多様化によりの確に対応し、渉外的法律関係の一層の安定を図る等のため、①外国法事務弁護士等（外国法事務弁護士でない外国弁護士²で、所定の要件を満たした者を含む。以下同じ。）による国際仲裁事件及び国際

¹ 本改正法案は令和元年10月18日（第200回国会）に衆議院に提出された。衆議院法務委員会では、11月27日に提案理由説明聴取、11月29日に質疑、討論及び採決が行われ、12月3日、衆議院本会議において可決され、参議院に送付されたが、参議院においては継続審査となった。その後、令和2年4月2日（第201回国会）に参議院法務委員会で趣旨説明聴取、4月7日に質疑、討論、採決が行われ、4項目からなる附帯決議が付された。4月10日、参議院本会議において可決され、衆議院に送付された。衆議院法務委員会では、5月20日に、提案理由説明の聴取を省略した上で、採決を行い、5月22日、衆議院本会議において可決され、成立した（令和2年5月29日公布）。

² 外国において法律事務を行うことを職務とする者で弁護士に相当するものをいう（外弁法第2条第2項）。

調停事件の手続についての代理の規定を整備するとともに、②外国法事務弁護士となるための職務経験要件を緩和し、あわせて③弁護士及び外国法事務弁護士が社員となり法律事務を行うことを目的とする法人の設立を可能とする等の措置を講じるものである。

本稿では、本改正の背景、経緯、概要、参議院法務委員会における主な議論及び参議院法務委員会において付された附帯決議を紹介する。

2. 本改正の背景及び経緯

(1) 外国法事務弁護士制度の趣旨

外国法事務弁護士制度は、「外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法」(昭和61年法律第66号。以下「外弁法」という。)が制定され、昭和62年に施行されたことにより始まる。

主な目的は、外国弁護士となる資格を有する者が日本国内において活動するための資格を定めることにより渉外的法律関係の安定を図ることにある³。外国弁護士となる資格を有する者は、①法務大臣の承認を受け、②日本弁護士連合会に備える外国法事務弁護士名簿への登録を受けた場合、「外国法事務弁護士」として、原資格国法⁴や指定法⁵など一定の外国法に関する法律事務の取扱いが可能となる。

(2) 外国法事務弁護士制度の改正と検討会等の設置

経済活動の国際化に伴い、外国法事務弁護士制度は要件が緩和され、取扱い可能な法律事務の拡大、特定共同事業制度の創設⁶、日本の弁護士を雇用することの解禁、日本の弁護士との共同事業の自由化(外国法共同事業制度の創設⁷)等の措置が講じられてきた。

さらに、「規制改革実施計画」(平成26年6月24日閣議決定)において、外国法事務弁護士制度に関し、承認についての職務経験要件⁸の基準等について検討会を設置するとされたことを受け、平成27年3月から「外国法事務弁護士制度に係る検討会」(以下「外弁制度検討会」という。)が開催された。外弁制度検討会では、「国家戦略特区における追加の規制改革事項等について」(平成26年10月10日国家戦略特別区域諮問会議決定)の内容

³ 外弁法第1条

⁴ 外国法事務弁護士としての承認を受けるに当たってその基礎となった外国弁護士となる資格を取得した外国において、効力を有し、又は有した法(外弁法第2条第4号～第5号)。

⁵ 外国法事務弁護士は指定法(原資格国法以外の特定の外国法のうち、法務大臣の指定を受けたもの)に関する法律事務を行うことができる(外弁法第5条第1項)。

⁶ 特定共同事業では、外国法事務弁護士が、5年以上国内において弁護士としての職務経験を有する特定の弁護士と、組合契約その他の契約により、一定範囲内の法律事務を行うことを目的とする共同の事業を行うことが認められていた。その後、外国法共同事業制度の創設によって廃止された。

⁷ 外国法共同事業とは、外国法事務弁護士と弁護士又は弁護士法人とが、組合契約その他の継続的な契約により共同して行う事業であり、法律事務を行うことを目的とするものである。特定共同事業では、弁護士の職務経験年数や共同事業の範囲等に関する規制があったが、外国法共同事業では、それらの規制はない。

⁸ 法務大臣による外国法事務弁護士の承認には、外国弁護士となる資格を取得した後、資格取得国又は第三国における3年以上の職務経験(職務経験期間)が必要とされている(職務経験要件)。ただし、日本国内で、申請者が資格取得国の法律に関する知識に基づいて、弁護士又は外国法事務弁護士に対して労務の提供を行った期間(労務提供期間)については、本改正前は1年を限度として職務経験の期間に算入することができるとされていた(外弁法第10条第1項～第2項)。

も踏まえた上で、主に職務経験要件、弁護士と外国法事務弁護士が社員となる法人について検討が行われ、平成 28 年 7 月に「外国法事務弁護士制度に係る検討会報告書」⁹（以下「外弁制度検討会報告書」という。）が取りまとめられた。

（3）国際仲裁・国際調停の活性化と外国法事務弁護士制度

ア 国際仲裁

国際仲裁とは、国際的な取引等をめぐる紛争の解決について、当事者が選任した第三者（仲裁人）の判断に委ねる紛争解決手続である。原則として非公開であり企業秘密が守られること、専門的・中立的な仲裁人を当事者が選ぶことができること、司法の信頼性が低い国における裁判の利用を回避できること、「外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約」（ニューヨーク条約）により、仲裁判断の強制執行が容易であるといった様々なメリットがあり、国際仲裁によってビジネス上の紛争解決を図ることが、グローバル・スタンダードとなっているとされる¹⁰。

平成 8 年の外弁法改正により国際仲裁手続における代理の自由化が行われたが、外国法事務弁護士等が手続を代理することができる国際仲裁事件は、当事者の全部又は一部が外国に本店を有する場合に限られていた。そのため、当事者全部が国内に本店等を有する場合は、たとえその当事者の中に外国企業の子会社が含まれている場合など、当事者等について外国との一定の関係・関連性が認められる場合であったとしても、国際仲裁事件と扱われないため、外国法事務弁護士等が代理できず、不都合を生じていると指摘されていた¹¹。

イ 国際調停

国際調停は、国際仲裁と同様に、国際的な取引等をめぐる紛争の解決を目指す手続であるが、当事者が選任した第三者（調停人）の援助を受けて当事者が交渉し、合意による解決を目指す点で、国際仲裁と違いがある。時間及び費用の点で国際仲裁より低コストで紛争解決を実現できるというメリットがあるとされており、昨今、企業間の国際紛争解決の手段としてその利用活性化に向けた取組が国内外で進められている¹²。令和元年 8 月には、調停によって得られた合意内容に執行力を付与する「国際的な調停による和解合意に関する国際連合条約」（以下「シンガポール調停条約」という。）に 46 か国が署名した¹³。

他方、本改正法の成立前は、国際調停について外国法事務弁護士等の代理が原則として認められておらず、国内外の企業が国内における国際調停を利用しやすいものとする

⁹ その主な要望内容は①外国法事務弁護士となるための職務経験要件の緩和に向けた前向きな検討、②弁護士及び外国法事務弁護士が社員となる法人制度の創設であった。

¹⁰ 柴田紀子「東京・虎ノ門における国際仲裁専用施設の開設によせて」『NBL』No. 1168（令 2. 4. 15）4 頁

¹¹ 第 201 回国会参議院法務委員会会議録第 5 号 7 頁（令 2. 4. 7）

¹² 同上

¹³ 令和 2 年 9 月 1 日現在で 53 か国が署名しており（日本は署名していない。）、9 月 12 日に発効した（シンガポール調停条約ホームページ<<https://www.singaporeconvention.org/media/media-release/2020-09-12-singapore-convention-on-mediation-enters-into-force>>）（以下、URL の最終アクセスの日付はいずれも令和 2 年 9 月 14 日）。

には、外国法に精通する外国法事務弁護士等に対してその代理を依頼できるようにすることが重要であると指摘されていた¹⁴。

ウ 検討会等の設置

政府はこれらの課題に対応するため、平成 29 年 9 月から「国際仲裁の活性化に向けた関係府省連絡会議」を開催し、平成 30 年 4 月には中間とりまとめである「国際仲裁の活性化に向けて考えられる施策」に、弁護士と外国法事務弁護士が社員となる法人の制度化及び国際仲裁代理に関する外国法事務弁護士制度の見直しの検討が盛り込まれた。

これを受け、平成 30 年 8 月から「外国法事務弁護士による国際仲裁代理等に関する検討会」が開催され、同年 9 月に「外国法事務弁護士による国際仲裁代理等に関する検討会報告書」¹⁵が取りまとめられた。

(4) 本改正法案の提出

政府は、それまでの検討を踏まえ、第 200 回国会の令和元年 10 月 18 日、「外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案」を閣議決定し、同日、衆議院に提出した（閣法第 12 号）。

3. 本改正法の概要

(1) 国際仲裁事件及び国際調停事件についての手続の代理の規定の整備

ア 外国法事務弁護士等が手続等を代理することができる国際仲裁事件の定義を拡大し、次のとおりとする。

(ア) 当事者の全部又は一部が外国に本店等を有する場合（発行済株式（議決権のあるもの）の総数の過半数を有する者等が外国に本店等を有する場合等も含む。）

(イ) 当事者が合意により定めた準拠法が日本法以外の法である場合

(ウ) 外国を仲裁地とする場合（日本国内で尋問手続を実施する場合等）

イ 国際調停事件（当事者の全部が法人等の事業者である紛争に係る事件に限る。）について上記ア（ア）及びア（イ）に当たる定義規定を新設し、その手続（民間事業者によって実施されるものに限る。）について、外国法事務弁護士等が代理することを可能とする。

アは、国際仲裁事件の定義規定の見直しを行うものである。国際仲裁事件の範囲を拡大し、全部又は一部の当事者の親会社が外国に本店を有する等の場合、当事者が合意で定めた準拠法が日本法以外の法である場合、外国を仲裁地とする事件でその証人尋問等の審理手続が日本で行われる場合についても国際仲裁事件として扱うこととしたものである¹⁶。

また、イは、外国法事務弁護士等が代理することができる国際調停事件の規定を新設するものである。民事上の契約取引のうち、その当事者の全部が法人等の事業者である紛争

¹⁴ 第 198 回国会参議院法務委員会会議録第 16 号 3 頁（令元. 5. 30）

¹⁵ その主な要望内容は、①国際仲裁事件の範囲拡大、②国際調停代理の規定整備であった。

¹⁶ 前掲脚注 11

に係る調停等の事件を対象とするものとし、かつ、その国際性の基準については、国際仲裁事件における基準と基本的に同様のものとしている¹⁷。ただし、ア（ウ）に該当する規定が置かれていないのは、国際調停事件には、「調停地」（国際仲裁事件における「仲裁地」に相当）の概念がないためとされている¹⁸。

（２）職務経験要件の緩和

外国法事務弁護士として承認されるためには３年以上の職務経験期間が要件となっているが、これに算入可能な日本での労務提供期間の上限を本改正前の１年から２年に拡大する。

本改正前は、職務経験要件については、日本でキャリアを始めた外国弁護士が、日本で労務提供期間について職務経験に算入できるのは１年が上限であった。このため、外国において２年以上の職務経験が必要になることから、外国法事務弁護士の承認を得るために長期間日本を離れなければならない、意欲に富んだ若い外国弁護士が早くから日本でキャリアを積むことを躊躇させる要因となっていたとの指摘があった¹⁹。

外弁制度検討会報告書では、職務経験要件の緩和に関し①職務経験期間については３年を維持し、労務提供期間を２年まで算入可能とする案と②職務経験期間を２年とし、労務提供期間を１年まで算入可能とする案の２案が提示されていた²⁰。

本改正法は、外国法事務弁護士の承認に係る職務経験期間については従前の３年間を維持した上で、労務提供期間の算入上限を従前の１年から２年に拡大した²¹。

（３）弁護士・外国法事務弁護士共同法人制度の創設及び法律の名称変更等

弁護士及び外国法事務弁護士が社員となり法律事務を行うことを目的とする法人（弁護士・外国法事務弁護士共同法人（以下「共同法人」という。））制度を創設し、次のとおり規定を整備する。

ア 共同法人の業務の範囲は、法律事務一般とする。

イ 弁護士である社員は法律事務一般につき、外国法事務弁護士である社員は外国法に関する法律事務に限り、業務執行できるものとする。

ウ 外国法事務弁護士である社員による権限外法律事務への不当関与禁止規定を設ける。

エ 従たる事務所を設置することができる（弁護士である社員について原則常駐義務）。

オ 上記のほか、共同法人制度の導入に伴い、弁護士法人と同様の懲戒等の規定を設けるなど、所要の規定を整備する。

¹⁷ 前掲脚注 11

¹⁸ 川副万代、豊澤悠希「令和２年改正外弁法の概要」『NBL』No. 1175（令 2.8.1）12 頁

¹⁹ 前掲脚注 11

²⁰ 外弁制度検討会報告書 4 頁

²¹ なお、例えば、弁護士に雇用されて自分の資格取得国の法律に関するレポートなどを作成する業務に従事した期間等が労務提供期間として扱われるとされる（外弁制度検討会第 1 回会議議事録（平 27.3.13）8 頁）。

共同法人制度の創設を行うものであり、その趣旨は、法人組織によって弁護士及び外国法事務弁護士の業務の共同化、専門化を図るとともに、従たる事務所（支店）を設けることを可能とすることによって、日本法及び外国法のワンストップ法律サービスの提供を容易にすることである。外国法事務弁護士である社員は、外国法に関する法律事務等に限りその業務を執行することとし、日本法に関する法律事務を取り扱うことができないことを明文で規定している。その上で、外国法事務弁護士が日本法に関する法律事務に不当に関与することの懸念を払拭するための措置として、不当関与の禁止に関する規定が設けられた²²。

法律名称を改めるほか、弁護士法その他の関係法律の所要の規定の整備を行う。

法律名が「外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法」から「外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律」へ変更されることとなった。これは、従来、外弁法は弁護士法に対する特別措置法として、外国弁護士となる資格を有する者が日本国内で外国法事務弁護士として外国法に関する法律事務を取り扱うことの規律を定めることを主な目的としていたところ、本改正により、弁護士を社員とする共同法人をも規律することになるため、「特別措置法」を除くとされたものである²³。

また、他の種類の法人への変更及び他の種類の法人との合併に関する規定が定められたほか、弁護士法等の所要の規定が整備された。

（４）施行期日

（１）国際仲裁事件及び国際調停事件についての手続の代理の規定の整備及び（２）職務経験要件の緩和については、公布の日（令和２年５月２９日）から起算して３月を経過した日（令和２年８月２９日）に施行された。（３）弁護士・外国法事務弁護士共同法人制度の創設及び法律の名称変更等については、一部を除き、交付の日から２年６月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するとされた²⁴。

４．参議院法務委員会における主な議論（第 201 回国会）

（１）国際仲裁・国際調停の活性化

ア 国際仲裁に関する規定を改正する趣旨

国際仲裁に関する規定を改正する趣旨について、法務省から「国際仲裁は、企業間の国際紛争解決の手段として重要性が指摘されているところ、本改正前の法では、外国法事務弁護士等が手続を代理することができる国際仲裁事件は、当事者の全部又は一部が外国に本店を有する場合等に限られている。このため、当事者全部が国内に本店等を有する場合は、たとえその当事者の中に外国企業の子会社が含まれている場合など当事者

²² 第 200 回国会衆議院法務委員会議録第 13 号 5 頁（令元. 11. 29）

²³ なお、これにより、外弁法の目的を規定する第 1 条には、共同法人の設立を可能とする旨が追加された。

²⁴ 附則第 2 条～第 4 条（経過措置関係）、附則第 5 条（弁護士法の一部改正）及び附則第 26 条（会社法の一部改正）については、令和 2 年 8 月 29 日に施行された。

等について外国との一定の関係、関連性が認められる場合であったとしても、国際仲裁事件と扱われないため、外国法事務弁護士等が代理することができず、不都合を生じているとの指摘があった。そこで、今回の改正は、国際仲裁活性化の一環として、国内外の企業が我が国の国際仲裁を利用しやすいものとするため、国際仲裁事件の範囲を拡大するものである」旨の答弁があった²⁵。

イ 国際調停に関する規定を整備する趣旨

国際調停に関する規定を整備する趣旨について、法務省から「本改正前の法においては、外国法事務弁護士等による国際調停事件の手續の代理を認める規定がない。国際調停は、時間及び費用の点で国際仲裁より低コストで紛争解決を実現できるというメリットがあるとされており、昨今、企業間の国際紛争解決の手段としてその利用活性化に向けた取組が国内外で進められ、国内でも専門の国際調停機関が設立されるなど、取組が活発化しているものと承知している。そこで、本改正では、国際仲裁事件の手續の代理と並び、事業者間の取引紛争等を対象とする国際調停事件の規定を設けるなど、外国法事務弁護士等による調停手續の代理による規定を整備することとしたものである」旨の答弁があった²⁶。

ウ シンガポール調停条約への対応

シンガポール調停条約への対応について、法務省から「シンガポール調停条約の締結に当たっては、前提として、裁判外における当事者間の和解合意に執行力を付与することの妥当性などについて、国内法制との整合性の観点から検討する必要があるものと考えている。また、現時点(令和2年4月)ではこの条約に合計52か国が署名しているが、実際に批准した国は3か国にとどまっているものと承知しており、外務省等の関係省庁とも連携し、シンガポール調停条約の諸外国の締結状況も注視しつつ、その内容や国内法制との整合性等の課題について引き続き検討したいと考えている」旨の答弁があった²⁷。

(2) 職務経験要件の緩和

ア 職務経験要件を緩和する趣旨

外弁法において3年以上の職務経験期間が求められている趣旨について、法務省から「外国法事務弁護士の承認申請者が原資格法等に関する法律実務を取り扱うに足りる十分な能力、資質を有し、かつ、適切な監督の下で倫理的にも外国弁護士として欠けるところがなかったことを制度的に担保するという点にある」旨の答弁があった²⁸。

その上で、本改正で職務経験要件を緩和する趣旨について、法務省から「本改正前の要件の下では、日本でキャリアを始めた外国弁護士が、外国法事務弁護士の承認を得るために長期間日本を離れなければならず、意欲に富んだ若い外国弁護士が早くから日本でキャリアを積むことを躊躇させる要因となっているとの指摘等があった。他方、職務

²⁵ 前掲脚注 11

²⁶ 前掲脚注 11

²⁷ 第 201 回国会参議院法務委員会会議録第 5 号 3 頁 (令 2.4.7)

²⁸ 前掲脚注 11

経験要件については、これまでに複数回にわたり改正がされ、緩和されてきたが、外国法事務弁護士が外国法に関する法律実務を取り扱うに足りる十分な能力、資力等に問題が生じているとの指摘はなかった。以上のようなことを踏まえて、今回の改正においては、社会経済の国際化に伴う外国法サービスへのニーズにより適切に対応するという観点から、職務経験要件の見直しを行うこととしたものである」旨の答弁があった²⁹。

イ 職務経験要件の重要性

外国法事務弁護士の能力、資質、倫理を担保する制度としての職務経験要件の重要性に関する法務省の認識について「もちろん、正式な資格に基づいて活動するのと労務提供とは質が異なる。しかし、職務経験要件トータルで3年というのを維持しているということで、職務経験要件を軽視しているというわけではなく、我が国における労務提供期間についても、若手が日本において言わばサポートをする、あるいは外国法の実務についていろんな調査をするというような形で経験を積むということでも十分それは目的を達するのではないかと考えている」旨の答弁があった³⁰。

ウ 職務経験期間を維持し労務提供期間の算入上限を拡大することとした理由

外弁制度検討会報告書で示された職務経験要件の緩和に関する2案のうち、本改正では職務経験期間自体は3年間のままとし、労務提供期間を2年まで算入可能とする案が選択された。その理由について、法務省から「労務提供期間の算入上限を拡大する案と職務経験要件を短縮する案の2つの案は、いずれも外国において必要とされる実務経験期間を最低1年で足りるものとする点で共通しており、職務経験要件の緩和のニーズに応えるという意味では、共通性を有している。その上で、職務経験期間として外国における一定期間の実務経験を要件として課すことは、外国法事務弁護士となるための能力、資質等を制度的に担保する手段としてなお重要であると考えられ、職務経験要件と類似の制度を設けている外国法制においては、職務経験期間に相当する期間はおおむね3年又はそれ以上の年数を定めている国が比較的多いと思われることを踏まえると、現行の3年以上という職務経験期間は現在でもなお相当なものであると考えられることから、これを短縮するのではなく、労務提供期間の算入上限を拡大する案を採用することが適当と考えられ、本改正に至っているものである」旨の答弁があった³¹。

(3) 共同法人制度の創設

ア 外国法共同事業と共同法人の関係性

本改正前においても外国法共同事業の形態により、弁護士と外国法事務弁護士が事業を行うことは可能であった。外国法共同事業と共同法人の共通点と相違点について、法務省から「弁護士と外国法事務弁護士が共同事業という方法を取ることと共同法人により事業を営む場合を比較すると、共通点もある。業務範囲が法律事務一般とされていることから、共同事業あるいは共同法人として行うことができる法律事務の範囲に制限は

²⁹ 前掲脚注 11

³⁰ 第 201 回国会参議院法務委員会会議録第 5 号 11 頁（令 2.4.7）

³¹ 第 201 回国会参議院法務委員会会議録第 5 号 9 頁（令 2.4.7）

ないということ、また、弁護士が弁護士以外の者との間で報酬を分配することは一般に禁止されている一方で、弁護士と外国法事務弁護士の間では報酬分配が認められており、外国法共同事業と共同法人、いずれについても収益分配が認められる、以上が共通点である。ただ、相違点があり、共同法人は外国法共同事業とは異なり、それ自体として法人格を有するので、法令等により組織的規律が明確に定められていることに加え、定款や登記によって組織に関する基本的事項が定められるなど、組織ガバナンスに関する規律がより強化されていると言える。また、弁護士と外国法事務弁護士が営む外国法共同事業においては、法律事務を行う際の主体はあくまで個々の弁護士あるいは外国法事務弁護士であるのに対し、共同法人は法人が当該法律事務の主体となることから、個々の弁護士や外国法事務弁護士に支障が生じても業務の継続性が図られる。さらに、弁護士及び外国法事務弁護士は、法律上複数の事務所を設けることは認められておらず、外国法共同事業は組合契約等を基礎とするものであって法人格を有しないので、従たる事務所の設置は認められないが、共同法人であれば法人格を有するので、従たる事務所の設置が認められる。このような違いがあり、共同法人には共同事業にはないメリットがあると承知している」旨の答弁があった³²。

イ 弁護士法人及び外国法事務弁護士法人が共同法人へ組織を変更する際に同一性を維持するための仕組み

本改正では、弁護士法人に外国法事務弁護士を加えることや外国法事務弁護士法人に弁護士を加えることにより弁護士・外国法事務弁護士共同法人になることが可能となっている。その際に既存の法人の法人格の同一性を維持する仕組みについて、法務省から「特定の弁護士法人が外国法事務弁護士を社員として迎えて共同法人になろうとする場合、あるいは特定の外国法事務弁護士法人が弁護士を社員として迎えて共同法人になろうとする場合が想定されるが、一般には、特段の規定がなければ既存法人を解散して新たに共同法人を設立するということになると考えられる。しかし、これでは手続的に煩雑であることに加え、既存法人をあえて解散させるということは社会的な損失でもある。このことから、本改正では、弁護士法人に外国法事務弁護士である社員を加入させる定款変更することにより、又は外国法事務弁護士法人に弁護士である社員を加入させる定款変更することにより、いずれも既存法人の解散という手続を経ることなく、法人格の同一性を維持したまま共同法人になることができるということにしている」旨の答弁があった³³。

ウ 共同法人における外国法事務弁護士の不当関与を防止するための仕組み

共同法人に関して、外国法事務弁護士である社員が弁護士を介して日本法に関する法律事務を取り扱うおそれや、法人内部では外国法事務弁護士による権限外の法律事務の取扱いを外部から確認することが難しいのではないかと指摘がなされていた³⁴。これらの点について、法務省から「前提として、共同法人制度においては、外国法事務弁護

³² 第 201 回国会参議院法務委員会会議録第 5 号 8 頁（令 2.4.7）

³³ 同上

³⁴ 外弁制度検討会報告書 4～5 頁

士である社員は外国法に関する法律事務等に限りその業務を執行することができるものとしており、日本法に関する法律事務等を行うことは認められていない。また、外国法事務弁護士である社員自らが法律事務を行う場合でなくても、同じ共同法人に所属する弁護士である社員等が行う日本法に関する法律事務等の取扱いに不当に関与するとすれば、実質的には外国法事務弁護士である社員が日本法に関する法律事務を取り扱うことと同視し得ることから、これについても防止する必要がある。そこで、本改正においては、外国法事務弁護士である社員に対し、外国法事務弁護士である社員が業務を執行する場合には資格や原資格国を表示しなければならないとした上で、自己の権限外法律事務の取扱いについて、使用人である弁護士や外国法事務弁護士に対する業務上の命令を禁止し、かつ、弁護士である社員等が自ら行う法律事務であって当該外国法事務弁護士である社員の権限外法律事務に当たるものの取扱いについての不当な関与を禁止する旨の明文の規定を設けている。これに加えて、日本弁護士連合会及び弁護士会においても、実効的な監督を確保するため、業務上の命令の禁止や不当関与の禁止の規定に違反しているという疑いがある場合には、これらの機関に調査権限を与え、かつ、この調査に対する共同法人の協力義務を課す等を内容とする会則、会規の整備が行われるものと承知している。これらの措置によって、不当関与に関する実効的な監督がされるものと考えている」旨の答弁があった³⁵。

6. 参議院法務委員会における附帯決議

参議院法務委員会では令和2年4月7日、以下の内容からなる附帯決議が付された。

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 企業の国際取引の増加等に伴い需要が拡大している外国法サービスや、本法の施行により我が国でも活性化が期待される国際仲裁及び国際調停の担い手となり得る日本の弁護士その他の法務人材の養成に向けて、人材育成その他の必要な取組を行うこと。
- 二 日本法令の外国語訳を迅速に提供するなど、我が国における国際仲裁及び国際調停、ひいては国際ビジネスの活性化に向けた環境整備に取り組むこと。
- 三 弁護士・外国法事務弁護士共同法人制度について、本制度を利用した外国法事務弁護士による権限外の業務に対する不当関与等の懸念が示されていることを踏まえ、本制度の運用状況を注視し、必要に応じて更なる措置を講ずること。
- 四 弁護士・外国法事務弁護士共同法人制度における外国法事務弁護士が執行できる業務の範囲及び権限外の業務に対する不当関与の禁止の規定等について、企業を含む関係者に対し、十分な周知・説明を行うこと。

³⁵ 前掲脚注 31

7. おわりに

本改正法の成立により、法律事務の国際化に対応した法制度の整備が図られることとなった。国際仲裁については、平成30年に日本初の国際仲裁専用施設である「日本国際紛争解決センター（大阪）」が開業し、令和2年には「日本国際紛争解決センター（東京）」が開業した³⁶。国際調停については、平成30年に日本初の国際調停センターである「京都国際調停センター」が設立された³⁷。このほか、令和元年12月に「日本法令の国際発信の推進に向けた官民戦略会議」³⁸が開催され、法令の外国語訳等について議論が行われたことや、令和2年7月には、仲裁法制が当面する課題の論点整理のため、「仲裁法制の見直しを中心とした研究会」³⁹が報告書を取りまとめたことからすると、今後も法律事務の国際化に対応した法整備の在り方を注視していく必要があると思われる。

他方、委員会における議論にもあったように、本改正は外国法事務弁護士が我が国で活躍する場を広げ、そのハードルを下げることから、倫理の保持や権限外法律事務への不当関与防止等の課題は継続して取り組まれる必要があると考えられる。

さらに、附帯決議で指摘されたように、国際仲裁及び国際調停で活躍できる法務人材の養成のために法科大学院等の教育機関との十分な連携も必要だろう⁴⁰。また、外国法事務弁護士による権限外法律事務に対する不当関与の防止のためには、改正内容の周知・説明を徹底し、具体的なケースを想定したガイドラインを作成することが効果的と思われる。

(たかつと あきら)

³⁶ 日本国際紛争解決センターホームページ<<http://idrc.jp/>>

³⁷ 京都国際調停センターホームページ<<https://www.jimc-kyoto-jpn.jp/page1>>

³⁸ 日本の法制度の国際的な信頼性・透明性を一層高めるべく、我が国の法令外国語訳整備プロジェクトの更なる推進や日本法令の国際発信力の強化に向けて、同プロジェクトの重点課題や優先順位等についてユーザー本位の観点で検討するとともに、政府の戦略的な方針策定や着実な実施に当たって司令塔としての役割を担う。

³⁹ 公益社団法人商事法務研究会は我が国の仲裁法制が当面する課題について、立法に向けた本格的な検討に先立って、関係する様々な論点を整理し、規律の在り方等を研究するため、「仲裁法制の見直しを中心とした研究会」を令和元年12月から開催し、令和2年7月に「仲裁法制の見直しを中心とした研究会報告書」を取りまとめた。

⁴⁰ 法務省から「令和元年度から一般社団法人日本国際紛争解決センターに委託し、日本企業を始めとする国内関係者に向けて国際仲裁のメリットを理解してもらうような研修やセミナーなどを実施しているが、このように、引き続き関係府省や日本国際紛争解決センターと連携しつつ、日本各地において同様の研修やセミナーなどを開催するなどして、この企業法務担当者を始めとする国際仲裁に関与する人材の育成支援に取り組みたい」旨の答弁があった（前掲脚注31）。また、文部科学省からは「各法科大学院が国際仲裁、調停の担い手となり得る法務人材を始め有為な人材を育成、輩出できるように、メリハリある予算配分や好事例の普及などを通じ、法科大学院教育の改善充実に取り組みたい」旨の答弁があった（第201回国会参議院法務委員会会議録第5号（令2.4.7）12頁）。